



ジェフリー通信

すずか

2024

3月

ジェフリーすずか通信」はホームページでもご覧いただけます。

<https://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/>

3月8日は国際女性デーです！

「国際女性デー」は、国連が1975年に定めた「女性への差別撤廃や女性の地位向上」を訴える日で、毎年3月8日がこの日にあたります。

この日は世界各国で「女性の生き方を考える日、女性に感謝する日」とされています。

この「国際女性デー」のシンボルとされているのが「ミモザの花」です。「国際女性デー」はイタリアでは「FESTA DELLA DONNA（フェスタ・デラ・ドンナ＝女性の日）」とされ、男性が恋人だけではなく、女性に日頃の感謝の気持ちを込めて、ミモザの花束を贈る習慣があります。そのほか国によっては様々なイベントを開催したり、祝日に定めている国もあります。

国際女性デーの成り立ち

「国際女性デー」が3月8日になった理由は諸説あると言われていますが、一説によると1908年3月8日、アメリカ ニューヨークで女性たちが婦人参政権を求めてデモを起こしたのを受けて、ドイツの女性解放運動家 クララ・ツェトキンが1910年のこの日、国際社会主義会議において「女性の政治的自由と平等のために戦う日」とするよう提唱したことから始まったとされています。

それから、2度の世界大戦を経て、女性にも徐々に権利が認められるようになり、1975年の「国際女性年」、国連が初めて3月8日を「国際女性デー」として祝いました。その後、1977年の国連総会で正式に「女性の権利と国際平和を祝う日＝国際女性デー」と決議し、現在の国際女性デーが形作られました。

国際女性デーが祝日の国

アフガニスタン・カンボジア・ロシアなど20か国以上

祝日ではないが、幅広く認知されている国

ベトナム（「国際女性デー」と「ベトナム女性の日（10月20日）」2つの女性に関する日がある）
ブルガリア・ルーマニア（母の日と同等の記念日として認識されている）

その他の国

アメリカでは、3月いっぱい歴史における女性の貢献を振り返る「女性史月間」と定めて、アメリカ議会図書館や国立公文書館でその年のテーマに沿った展示を行う等のイベントを開催



国連は、3月8日国際女性デーにあたり、毎年テーマを定めています。2024年のテーマは、「女性に投資を。さらに進展させよう。」です。女性への投資は人権の観点から必要不可欠なことであり、インクルーシブな社会を構築するための土台となります。生活のあらゆる側面において女性と少女の権利を確保することは、豊かで公正な経済を構築し、次世代のために健やかな地球を残すために必要です。

AIの基礎を学べる入門講座 第2回

2024年2月8日(木)14:00~16:00 ジェフリーすずか ホール



「AIの基礎を学べる入門講座」の第2回目は、特定非営利活動法人キャリアカウンセリング協会認定スーパーバイザー 株式会社キャリアル取締役 大森富士代さんから、AIと共存する時代に求められるヒューマンスキル、自分らしい働き方や意味の見つけ方について学びました。

現在は不確実な社会に加え、変化のスピードが早くキャリアをデザインしにくいいため、この変化に対応できるしなやかさ“キャリア・アダプタビリティ”の重要性とキャリア開発の考え方において人生と仕事の両輪の視点で主体的に考え、選択することが大切だということをお伝えいただきました。



参加者の皆さんは、自分の強みの発見や仕事の価値観を知るために、シートを使って分析したり、自分の経験での強みや仕事において大切にしていることを参加者同士で話すなどのグループワークを行いました。

講座終了後、「自分の強みを知ることができてよかった」「これからのキャリアを見つめ直すいい機会になった」等のお言葉を多数いただき、第2回目の入門講座も大成功に終わりました。



さんかく
まめちしき

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正について

改正される項目	現 行	改 正
接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について	・身体に対する暴力を受けた者 ・「生命または身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者	追加 ・身体に対する暴力を受けた者 ・「生命または身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者 ・「自由、名誉または財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者
接近禁止命令発令要件について	・更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき	拡大 ・更なる身体に対する暴力または生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき
接見禁止命令等の期間について	6か月	伸長 1年間
電話等禁止命令の発令要件について	・面会を要求すること ・その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと ・著しく粗野又は乱暴な言動をすること ・電話をかけて何も告げず、または緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、もしくは電子メールを送信すること ・緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、または電子メールを送信すること ・汚物、動物の死体その他の著しく不快または嫌悪の情を催させるような物を送付し、またはその知り得る状態に置くこと ・その名誉を害する事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと ・その性的羞恥心を害する事項を告げ、もしくはその知り得る状態に置き、またはその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、もしくはその知り得る状態に置くこと	一部追加 ・緊急時以外の連続した文書の送付、SNSの送信、緊急時以外の深夜早朝(午後10時～午前6時)のSNS等の送信 ・性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得
被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件を満たす場合について	・被害者に対する接近禁止命令の効力が生じた日から6ヶ月間、子の住居や学校などでの子へのつきまといや徘徊の禁止	創設 ・子への電話等禁止命令
退去等命令の期間について	原則2か月	特例を新設 申立てにより6か月 ※住居の所有者または賃借人が被害者の場合
保護命令違反について	1年以下の懲役/100万円以下の罰金	厳罰化 2年以下の懲役/ 200万円以下の罰金

参考:福島県男女共生センター広報誌「未来館 News」No.86

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下『DV防止法』）」は一部改正され、2023年5月19日公布、2024年4月から施行となります。

今回の改正で特に注目なのが、現行では「接近禁止命令等の申立てのできる被害者について「身体に対する暴力」、「生命または身体に対する加害の告知による脅迫」のみでしたが、改正後は新たに精神的・経済的な暴力も認め、「自由、名誉または財産」に対する加害の告知による脅迫」が追加されたことです。これによって、今まで接近禁止命令の対象として該当しないとされていた精神的な暴力を受けている被害者の方が申立ての声を上げることができるようになりました。

さらに、接近禁止命令の発令要件においても、「生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に」が付け加えられ、心身のダメージにも拡大して言及しています。そのほかの項目も、DV防止法の改正により、身体的な暴力だけでなく、精神的・経済的な暴力を受けている被害者の方にも寄り添う法律となりました。



ジェフリーすずかで雛人形を展示中です!

ジェフリーすずかでは、毎年雛人形を展示しています。
 7段飾りの華やかな雛人形は、数年前に利用者の方から寄贈いただいたもので、今ではジェフリーすずかの春の風物詩となっています。
 出入口すぐに展示していますので、来館の際には是非ご覧ください♪

生理用品を無料で配布しています

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、様々な理由で困窮している女性に対して生理用品を無料で配布しています。

- 【配布場所】 ①健康福祉政策課 ②市民対話課 ③子ども家庭支援課
 ④社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 ⑤鈴鹿市男女共同参画センター ジェフリーすずか
 ⑥各地区市民センター（最寄りの地区市民センターで受け取れます）

女性のための電話相談

059-381-3118 (直通)



相談日：毎週火・木・金曜日

（第4金曜日・休館日を除く）

時間 10:00~12:00 (午前)

13:00~16:00 (午後)

- ・女性の相談員が対応します。
- ・相談は**無料**です。
- ・相談内容などの**秘密は厳守**します。
- ・必要に応じ、面接相談、市役所担当課等をご案内します。
- ・話し中の場合は、時間をおいておかけ直してください。

3月 March 2024

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

○：相談日

鈴鹿市男女共同参画センター
 (愛称：ジェフリーすずか)



〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸二丁目 15 番 18 号

(かんべ再開発ビル3階)

TEL059-381-3113 FAX059-381-3119

E-mail danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp

ジェフリーすずか

検索

